

鳥取県福祉のまちづくり条例の全部改正についての パブリックコメント実施状況について

1 意見募集期間

平成19年10月26日(金)～12月25日(火) (61日間)

2 提案件数 総数 60件

内訳	団体等からの意見	個人からの意見	事業者からの意見
	15件	32件	13件

3 主な意見及び対応の状況

(1) 意見の趣旨を見直し案に反映させるもの【11件】

整備項目・整備基準の明確化を求める意見(11件)

具体的な整備項目や整備基準について修正や明確化を求める意見に対し、条例案への反映、もしくは来年度作成予定の施設整備マニュアルへ詳細を記述することにより対応することとした。

(2) 既に改正条例案(または法)等に織り込まれているもの【42件】

市町村の役割についての意見(2件)

市町村の今後の取り組みに関する意見であったが、法に規定する責務に基づき取り組むべきこと、その際には県が協力することとした。

面積規模・用途に関する意見(7件)

施設利用者の立場からは面積の大小にかかわらず整備を望む意見、また施設提供者からは逆に基準が厳しいとの意見であったが、特別特定建築物の上乗せ面積規模を用途に応じて設定した理由を説明し、条例案どおりとした。

点字ブロック・音声誘導装置に関する質問(6件)

点字ブロック・音声誘導装置の設置場所に関する質問にであったが、バリアフリー法施行令で規定されている事項であり、その取扱いを回答した。

既存建物に関する質問(7件)

新条例施行に伴い既存建物の改修が必要なのかという質問、また既存建物を増改築する場合に法・条例に基づくバリアフリー化が必要となる条件についての質問であったが、バリアフリー法施行令に規定されている事項であり、その取扱いを回答した。

建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に関する質問(11件)

具体的な個々の整備項目に関する質問であったが、バリアフリー法施行令及び新条例案に基づき、その取扱いを回答した。

県の福祉施策・まちづくり施策一般に関する意見(9件)

心のバリアフリー推進や、条例改正の周知等、県の施策一般に対する意見であったが、県は一層のバリアフリー化に向け、周知・広報に努めるとした。

(3) 今後の検討課題とするもの【4件】

100㎡以下の建築物への義務化、視覚障害者への音声案内、車いす使用者の使い勝手の改善等の要望があったが、今回の条例改正は、現行条例の内容をベースに基準への適合を義務付けするものであり、現段階で更なる規制強化は困難であると考えられるため、今後において検討すべき課題と判断した。

(4) 具体化が困難、対応の必要なしと判断したもの【2件】

周知期間に関する要望であったが、公布から施行までの半年間で十分と考えられることから、修正を行わないこととした。

(5) 制度の体系、範疇を超えると判断したもの【1件】

4 今後の予定

20年2月 2月議会に条例(案)附議
20年4月 新条例公布(周知期間6ヶ月)
20年10月 新条例施行

鳥取県福祉のまちづくり条例の全部改正についてのパブリックコメントで寄せられた 意見と対応方針

1. 意見の趣旨を見直し案に反映させるもの

No.	意見	対応方針
1	溝蓋について車輪が落ちないものにするという規制があるが、何の車輪かを明確にして欲しい。	現行条例と同様に、「つえ、車いすの車輪等が落ちない構造」と明記する。
2	託児施設の設置義務が新たに設けられているが、通常「託児施設」とは子供の世話をする者がいる施設を指し、これによると建築行為の範疇を超えている感がある（託児施設が実際に運営されていなければ違反建築物というのもおかしい）。託児施設として利用できるスペースを確保するだけで良いのか表現を明確にして欲しい。	現行条例と同様に「乳幼児を預かることができる部屋」と明記する。
3	自動車教習所は、車いす利用者でも自動車免許を取ることが可能なため対象となりうるが、点字ブロック・音声誘導装置が必要なレベルの視覚障害者は自動車免許を取ることができない。自動車教習所の整備については、視覚障害者に係る部分は対象外として良いのではないかな？	自動車学校は対象外とする。
4	エレベーターの出入口に閉鎖を自動制止する装置とあるのは、三方枠に設置する光電センサーのことか？	仕様は問わず、「利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止することができる装置」と明記する。
5	エレベーターへの誘導ブロックは、操作ボタンへではなく、出入り口に向けて敷設して欲しい。	施設整備マニュアルに、「参考にすべき項目」として記述・図示する。
6	階段について「段の上端の踊場の部分に点状ブロックを敷設」となっているが、下端にも欲しい。	条例の上乗せ基準として追加する。
7	手すりの取り付けについて 設置可能な限り両側に取り付けを希望（片手しか使えない者の為に）	施設整備マニュアルに、「参考にすべき項目」として記述・図示する。
8	一般トイレの洋式化を希望 下肢障害者（車いす不使用）のみならず高齢者の為に是非！手すりがあれば障害者が多目的トイレでなくても使用可能になる。	施設整備マニュアルに、「参考にすべき項目」として記述・図示する。
9	一定規模以上のスーパーマーケットについては、トイレに洋式便座を少なくともひとつは置くように義務づけて欲しい。	施設整備マニュアルに、「参考にすべき項目」として記述・図示する。
10	点字ブロックの敷き方などは、これまで福祉保健課と度々協議してきている。事前にそこに見てもらった方がよいのではないかな？	施設整備マニュアルに、誘導用床材の敷き方を記述・図示する。
11	敷地の条件や、構造上、予算の都合上、又、増築など様々な事象に対して、検討が必要（設計に対する自由度がなくなる）。	増築等の場合において、知事が、これらの規定を適用すると既存部分の大規模な改修が必要になり、かつ、その改修を出来ないやむを得ない事由があると認めた場合には、規定の全部又は一部を適用しないことが出来るものとする。

2. 既に改正条例案（または法）等に織り込まれているもの

No.	意見	対応方針
1	バリアフリー化についての各市町村の取り組みは？	国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと法第5条で地方自治体の責務が定められている。
2	県と各市町村との関わりで、必要に応じ、市町村での更なる上乗せ基準がスムーズに図られていくのだろうか？自治体任せではなくて、県にも積極的に関与して欲しい。	市町村が、さらなる上乗せ基準を設定しようとする際には、県も協力していく。

2. 既に改正条例案(または法)等に織り込まれているもの(つづき)

No.	意見	対応方針
3	対象は延床面積100㎡以上のものに限定か?使う立場からすると面積の大小は関係なく、全てを整備して欲しい。これらの数値の根拠は?	これまでも、条例に整備基準遵守義務があったが、これには罰則が無く、整備基準への適合率は年々低下(条例施行当初の適合率:69.8%平成17年度の適合率:28.8%)していたため、より一層のバリアフリー化を求める意見が出てきた。 そこで、特別特定建築物の分類毎に過去の状況を分析し、適合率が概ね60%以上となることを目標に、4段階で規模基準を設定した。
4	共同住宅について対象規模(1000㎡)が小さすぎると感じる(他の用途の対象規模から想定利用者数を比較しても共同住宅が著しく小さい)。	同上
5	共同住宅を特別特定建築物の対象とすることは民間建物が主であることからエレベーターの設置状況など実態を調査して上で、慎重に検討して欲しい。	バリアフリー法によりエレベーターの設置は、2000㎡以上の場合に適用となっている(条例による基準の引き下げは行わない)。
6	今回の改正で特別特定建築物の規模が小さいものまで法で義務付けられるにあたり、有効な誘導方法の追加か、建物規模の付記等で一定の規模以上に限定にする等の配慮が必要であると思う。100㎡程度規模の施設の敷地には余裕が少なく、かえって不安全な状態になるケースも想定される。	同一用途で比較した場合、面積要件については、これまでの条例と同等、もしくは緩和されており、対応は可能であると考えます。
7	200㎡からの飲食店にも規制を掛けることは、中心市街地活性化の動きを抑制することになるのではないか?	同上
8	特定建築物・特別特定建築物などに「クリーニング店」といったように建物の用途を限定するような書き方では、そこから漏れる建物が出てくる。「不特定多数が使うもの」といった表現にしてはどうか?	バリアフリー法の記述に合わせている(政令第5条)。
9	鍼灸治療院はどこに該当するか?	特定建築物・特別特定建築物には該当しない。
10	便所前の音声誘導装置設置義務は書かれていないが、義務は建物の入り口だけか?それで建物の全てが利用できるのか?「ここと、ここと、ここに音声誘導装置が必要である」と条例でもっとポイントを指定すべきだ。	特別特定建築物では、道等から案内点字板や案内所までの経路の一以上は、政令第18条で視覚障害者が円滑に利用できる経路とする義務がある(それ以外の建物では努力義務)。新条例では、これに加えて、一定の規模・用途で玄関への設置を義務づける。
11	県内の高台にある小中高、大学は敷地内勾配が1/12を超え、事務室までの点字ブロックが無い為に全て、既存不適格になるのか?	御例示いただいた建物については、既存不適格となる。
12	施設の内容、用途により条件を精査して欲しい。たとえば、高齢者施設における点字ブロックなどは、逆にバリア(障害)を設けることになる。出来れば、県の各担当課が各施設などにアンケートを取るなどして頂きたい。	すべての高齢者、障害者等に等しくバリアフリーであることを目指して、点状ブロック等の敷設などの措置は主として視覚障害者が利用する施設に限定している。
13	点字ブロックをお年寄りのためにあえて設置していない老人福祉施設は既存不適格になるのか?音声誘導装置をつければ良いということでは無いと思う。	(同上)
14	『視覚障害者移動等円滑化経路』において、道路等から案内設備までの経路に線状・点状ブロックまたは、音声誘導装置の設置義務とあるが、ブロックの場合は車椅子やすり足の高齢者には支障となる場合があり、音声誘導装置の場合は確実性や費用の面等に問題があるものとする。	(同上)

2. 既に改正条例案(または法)等に織り込まれているもの(つづき)

No.	意見	対応方針
15	音声誘導装置はかなり高価であるが、本来はもっと普及させるべきである。一層の普及のため、助成を検討されたい。	音声誘導装置の整備費の一部を補助する制度の活用を周知していく。
16	特別特定建築物の規模をこの改正案で施行する場合、既存不適格建物の増築に対し運用規定を設け、何らかの救済措置を講じて欲しい。	建物のバリアフリー化にあたっては、整備費の一部を補助する制度の活用を周知していく。
17	既存の施設、スーパー、小売店等へエレベーターの設置の徹底を！	既存の施設についてもバリアフリー化を働きかけていくとともに、整備費の一部を補助する制度の活用を周知していく。
18	この条例では、既に建っている建物で基準に合っていないものは「既存不適格」にしかならない。既に建っている建物も良くなるような条例にして欲しい。県がお金を出してやらないと、整備は進まない。	(同上)
19	既存の建物・施設についての早期のバリアフリー化が図られるよう、融資制度など側面的な体制も強化して頂きたい。	(同上)
20	100㎡を少し超える店舗が10㎡以上増築するために、入り口、便所の改修、道路からカウンターまでの経路等全てを改修しなければならないのか？	特別特定建築物に該当する建物であって、増築部分が100㎡以上ある場合には、増築部分とそこに至る経路について基準を満たす必要がある。
21	確認申請と同時申請ということは改正により既存不適格になってしまう特別特定建築物の場合、その増築面積の多少にかかわらず(例えば増築面積が15㎡であっても)確認申請が必要になった場合はこの福まち条例に適合するよう改修工事が必要となるのか？	(同上)
22	トータルリモデルで集合住宅を改修する場合、不特定多数が訪れる屋外階段・廊下部分は全面点字ブロックを敷かなければならないのか？	新築・増築・改築のいずれにも当てはまらない改修の場合は、法・条例の対象とならない。なお、集合住宅については点字ブロックの規定は適用されない。
23	エレベーターの設置があっても小型で車いすと介護者が乗り難い。ましてバギー・ストレッチャ等入らない。	バリアフリー法・新条例で対象になる用途で2,000㎡以上の建物については、エレベーターの大きさは、幅が140cm以上、奥行きが135cm以上と定められており、一般的な車いすが介護者とともに入る大きさとなっている。しかし、リクライニング式車いすやストレッチャーの入る大きさのエレベーターについては多額の設備投資を必要とするなど設置に係るハードルが高いことから、今後取り組むべき課題として、引き続き検討したい。
24	エレベーターについて地域の小中学校就学にも影響するので配慮して欲しい。	学校については、2,000㎡以上の新築・増築の際には、エレベーターの設置が必要となる。
25	便所で「床置き式小便器の設置(1以上)」とあるが、現在ではユニバーサルデザインである低リップタイプの壁掛け小便器もあるため表現を変える必要があると感じる。	提示した資料では表現を簡略化するため「床置き式小便器を設置(1以上)」としていたが、政令第14条で「壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上」と明記されており、これを満たす小便器であれば、基準に適合する。
26	階段の段鼻の色を、弱視者でも容易に識別できるようにして欲しい。	政令第12条第3号より「踏み面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする」となっている。

2. 既に改正条例案(または法)等に織り込まれているもの(つづき)

No.	意見	対応方針
27	敷地内通路において「傾斜部を容易に識別すること」との記載があるが、具体的にはどのようなことか。	政令第16条第3項より「その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるもの」となっている。
28	共同住宅の便所にベビーキープの設置が規定されている。近年の分譲マンションなどは来客用の共同利用室などがあり、これらの規定が適用されるか否かについて判断に苦慮する場合も予想されるためQ&A等を作成の上、円滑な運用に配慮して欲しい。	共同住宅においては、集会室等、多数の者が利用する室がある場合に建築物移動等円滑化基準が適用される(政令第6条、第23条等)。(施設整備マニュアルに「Q&A」として記述する)
29	トイレ内ベッドの設置を徹底していただきたい。尚、国道9号線沿線(米子～鳥取)に設置希望	用途・規模によりトイレ内ベッドを設置することとしている。
30	トイレについては、新たな基準も加わりスペース的にも予算的にも負担が大きいと感じられる。商店街には要所に公衆便所を設置し、他の客でも自由に使用させてもらえる店を募り、バリアフリーマップを作るなど、他にやれることもあるように思う。	バリアフリー法で、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所」を設置する場合に、バリアフリー化が必要となっている。
31	特別特定建築物にエレベーターを増築した場合、整備が必要な範囲はどこになるのか？	当該増築等に係る部分、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と駐車場等となる。
32	学校を多く管理している市町村が判断に困らないように、対象となる部屋をQ&Aでよいので明記して欲しい。特に今までの条例と違う部分の周知が重要。(学校について、これまでの福まち条例ではQ&Aで学校施設の一部のみと限定(職員室・校長室・事務室は対象。教室・体育館は対象外)していたが、今後は影響が大きくなるものと思われる。特に移動円滑化経路がどこになるのかを例示して欲しい。)	特別支援学校を除く学校については、多数の者が利用する居室とそこに至る経路などが整備対象となる(政令第18条第1項を同第23条読み替え)。(施設整備マニュアルに「Q&A」として記述する)
33	出入り口の扉幅が80cmというのは、親子開き戸の場合、親子の合計幅で良いのか？	子扉側が不特定多数の人にとって一人で容易に開閉できる構造である場合を除き、親扉のみで80cmが必要となる。
34	厳しい基準を設けないと推進できないのは悲しい。本来は人と人とのバリアを無くし、お互いの思いやりの心で対応していくことが重要なのではないのか？	バリアフリーは、一人ひとりの理解や心遣いが重要であると考えている。高齢者、障害者等への理解と支援を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進する「心のバリアフリー」も推進していくこととしている。
35	誰がいつどのような状態になっても生活しやすい社会にする為に必要な改正であることをアピールしていく必要がある。	条例施行に先立って、広報誌「とっとり県政だより」を通じた広報、建築設計事務所等への説明会開催、条例整備基準マニュアルの策定を行い、広く周知を図っていくこととする。
36	普段から、福祉施策についての検討会議の結果などを逐一知らせて欲しい。	鳥取県庁webサイト「とりネット」中の「審議会情報」欄にて、会議毎に議事録を公開している。
37	建てられてみると実際には設備が使いにくいということが多々あるが、確認申請については図面のみでのチェックか？	確認申請の段階で、基準に適合しているかどうか図面によるチェックを行い、完成検査時に申請図面と同様に作られているかどうかを確認する。
38	条例施行が平成20年10月となっているが、それ以前に審査された物件については新条例に適合する義務はあるか。	審査後であっても、工事着工が条例施行後であれば、条例に適合していなければならない。

2. 既に改正条例案(または法)等に織り込まれているもの(つづき)

No.	意見	対応方針
39	今回の改正案は福祉団体の意見を十分に反映して欲しい。	条例の改正にあたっては、これまでに鳥取県福祉のまちづくり推進協議会や、施設利用者、施設提供者、有識者、また広く一般県民の皆様から意見をいただいたところである。
40	障害者自立支援法で退院促進がなされているが、住むための住居関係にバリアフリー対応の物が少ない。公営住宅についてはもっとバリアフリー化を進めるべきだ。	県営住宅の建て替え工事や全面改善工事の際に、外部スロープ、手すり、緊急通報装置などを設置し、3階以上の建物にはエレベーターを設置する等、バリアフリー化に取り組んでいるところである。
41	法や条例の基準に達していないのにバリアフリー対応を謳っている施設に対して、ペナルティーはないのか？	法及び条例に基づき、事業者に対して、整備基準に適合させるよう指導していく。
42	新設の建物に対するものであれば、バリアを取り除くというバリアフリーというよりも、誰にでも使いやすいというユニバーサルデザインという考え方はないか？	「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「バリアフリー法」が成立した。法の名称は「バリアフリー」だが、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっている。

3. 今後の検討課題とするもの

No.	意見	対応方針
1	公的建物の払い下げや管理委託をする前には、バリアフリー化を済ませてからにして欲しい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
2	条例案では100㎡未満の建物は対象としていませんが、薬局などは100㎡未満の建物が多く、義務化の対象に含めていくことが必要である。	今後の施策の参考とさせていただきます。
3	視覚障害者の誘導については、これまでの誘導ブロックのみではなく、音声案内を組み合わせたトータルなものをそろそろ基本として欲しい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
4	出入口の開き戸やタッチ式の自動ドア、飲食店の固定してある椅子(席)等、車いすを利用する人等にとってバリアとなっている設備がある。これらは現在の条例では規制できていないことから、これらの設備に関する新たな基準づくり等が必要である。	今後の施策の参考とさせていただきます。

4. 具体化が困難、対応の必要なしと判断したもの

No.	意見	対応方針
1	周知期間が短い上に、公布までの期間が短い。詳細な取扱いなどで現場が混乱することも予想されるため十分な周知期間をとって欲しい。	鳥取県福祉のまちづくり条例の公布後、半年間の周知期間を置いて施行するスケジュールとしている。
2	今回の資料には「通路幅は120cm以上」とあるが、今回とは別の基準で誘導ブロックは「端から60cm以上」の位置に設置という基準も聞いたことがある。矛盾はないのか？	移動等円滑化経路のうち、廊下と敷地内通路の幅は120cm以上としている。なお、60cmは道路内の歩道に関する指針である。

5. 制度の体系、範疇を超えると判断したもの

No.	意見	対応方針
1	無人駅ではトイレが廃止されているところがある。何とかならないか？	(今回の条例改正の範囲外)